

02 ▶ 相続解決事例

CASE
02

無いと思われていた遺産から約600万円の金員を獲得

相続

事案の概要

70代 男性 無職

相談者の母が亡くなり、母名義の遺産について、相談者は、法定相続人である兄やすでに亡くなっている弟の子ども達と遺産分割協議をすることになりました。

なお母名義の銀行口座には、お金は残っていない一方、通帳の履歴からは不明瞭な引き出しが多々見受けられましたので、亡母と同居していた兄による引き出しが疑われるという事情もありました。

相談者は、どうしたらいいかわからず担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

相手方となる兄から家庭裁判所に遺産分割調停が申し立てられたため、調停での話し合いとなりました。その中で、亡母が不動産を共有していることが判明しました。

相手方兄は、母の面倒を見る代わりに母からは、すべての財産を譲り受けるという合意があったという主張が出てきました。

共有名義の不動産については、他の共有者に、持ち分を適正額で買い取ってもらい、売却代金から**相続分相当額約470万円**を取得することとなりました。

兄に対しては、**遺留分減殺請求**を主張し、兄から**別途130万円**を支払ってもらうことで、遺産分割調停を成立させました。

担当弁護士からひとこと

形式的には母名義の遺産は、共有名義の不動産のみという状況でした。

母の通帳の取引履歴を丹念に調査して、不正な引き出しと疑われる行為をピックアップして兄に対して、遺留分減殺請求の主張を行ったことが功を奏しました。